

学校行事団体の適用基準について

<学校行事団体の定義>

学校長の承認のもと、教職員が引率の上来場する児童・生徒・学生の団体(9 名以下の小グループでも適用)

●対象となる学校・施設

<文部科学省認可をうけている学校>

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専修学校、高等専門学校、専門学校、短期大学、大学、特別支援学校、専修学校、各種学校

※分校、定時制、通信制も対象となります。

<厚生労働省・都道府県・市区町村認可をうけている認可保育施設>

保育園、保育所、こども園

●対象外施設

民間教育施設(教習所、塾など)、職業訓練校、学童保育等の一時預かり、上記に記載がない学校、施設